

平成27年8月10日

各 位

会 社 名 株式会社G-7ホールディングス
代表者の役職・氏名 代表取締役 木 下 守
(コード:7508 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役財務部長 岸 本 安 正
電 話 番 号 078-797-7705

自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引(TOSTNET-3)による
自己株式の買付けに関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び
自己株式立会外買付取引(TOSTNET-3)による自己株式の買付け)

当社は、平成27年8月10日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とし、株主の皆様に対する利益還元の実現を図るため。

2. 取得の方法

本日(平成27年8月10日)の終値(最終特別気配を含む)1,882円で、平成27年8月11日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(TOSTNET-3)において買付けの委託を行う(その他の取引制度や取引時間への変更は行わない。)

当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

3. 取得の内容

| | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 80,000株 (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.65%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 150,560,000円 |
| (4) 取得結果の公表 | 午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表する。 |

(注1) 当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もある。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行う。

(注3) 当社は、支配株主である取締役木下智雄氏が議決権の過半数を所有している会社である有限会社キノシタファミリーサービスより、その保有する当社普通株式の一部をもって応ずる意向を有している旨の連絡を受けております。

(ご参考) 平成27年3月31日時点の自己株式の保有

| | |
|------------------|-------------|
| 発行済株式総数(自己株式を除く) | 12,170,912株 |
| 自 己 株 式 数 | 1,165,488株 |

4. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

本自己株式の取得は、当社の支配株主である取締役木下智雄氏が議決権の過半数を所有している会社である有限会社キノシタファミリーサービスが売り手として参加することを予定したものであるため、本自己株式取得は、支配株主との取引等に該当します。

当社が平成27年7月9日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」の本自己株式取得に関する適合状況は以下の通りです。

同指針では、支配株主との取引等においても一般の取引条件と同様に適切な条件とすることを基本方針としております。

本自己株式取得は自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）を利用し、前日の株価終値（最終特別気配含む）にて本自己株式取得を行う予定です。

また、平成27年8月10日開催の取締役会において、本自己株式取得に参加する予定の支配株主と利害関係の無い取締役7名（うち社外取締役3名）が出席した上、本自己株式取得の目的は資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とし、株主の皆様に対する利益還元の実現を図るためであり、かつ、現在の株価水準及び今後の資本政策の可能性を考慮して十分な審議を行い、出席取締役全員一致により本自己株式取得の実施に関する決議を行いました。また、監査役3名（うち社外監査役3名）により、本自己株式取得について異議が無いことを確認しております。

よって、本自己株式の取得はかかる指針に適合していると判断いたします。

(2) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）を利用し、前日の株価終値（最終特別気配を含む）での本自己株式取得を行う予定です。

利益相反を回避するための措置に関する事項として、代表取締役木下守、取締役木下智雄の両氏は、本株式取得に参加することを予定している有限会社キノシタファミリーサービスの代表取締役が近親者であるため、平成27年8月10日開催の取締役会の審議、決議に参加していません。

さらに、当社の独立役員であり社外監査役である上甲悌二、西井博生の両氏から、その目的、意思決定過程、取得の条件および取得方法等に鑑み、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書（以下、本意見書という。）を平成27年8月7日に取得しております。

なお、当社が入手した本意見書の概要は以下の通りです。

下記の理由により、本自己株式取得は当社の少数株主にとって不利益なものではない。

- ・本自己株式取得の目的は、企業価値の向上が目的であり、少数株主に対して不利益を与える目的・意図があつて実施されるものではない。
- ・本自己株式取得に利害関係を有する木下守氏、木下智雄氏を除いた取締役のみで、本自己株式取得に係る取締役会を実施し、意思決定過程の公正性の確保、利益相反を回避するための措置がとられている。
- ・東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）が利用され、当社の株主に対して取引機会が平等に設けられ、取引条件の公正性が確保されている。

以上